

レンタル契約書

第1条 (総則)

様(以下「甲」という)と、株式会社倫敦商会(以下「乙」という)との間の賃貸契約(以下「レンタル契約」という)について、次のとおり契約を締結する。

第2条 (レンタル物件)

乙は甲に対し、この契約のレンタル物件明細(以下「レンタル明細書」という)に記載する数量の商品(以下「物件」という)を賃貸し、甲はこれを賃借する。

第3条 (レンタル期間)

契約期間： 年 月 日～ 年 月 日迄

(1) レンタル期間はこの契約書の「契約期間」に記載する期間とし、乙の管理場所において授受された

(或は運送業者に引渡した)日をレンタル開始日とし、乙が該当物件の返還を受けた日をレンタル終了日とする。

(2) 最大3年を契約期間とし、レンタル期間内での中途解約は可能とする。

第4条 (レンタル料金及び支払方法)

レンタル料金：月額 円 消費税： 円(税率10%)

合計 円(税込)

契約金： 円 第一回支払日： 年 月 日

- 甲は乙に対し上記記載のとおり、月額レンタル料及び運送諸費用、据付け調整費を支払う。
- 甲はレンタル料金の支払い方法、第一回目の支払日、支払回数及び支払い条件につき、この契約書記載どおりであることを確認するものとする。
- 甲は、次にあげるクレジットカード(以下「カード」という。)を発行するカード会社(以下「丙」という。)の会員であり、乙に対する支払いを丙が発行する甲名義のカードを使用する(以下「カード決済」という。)し、甲がカード決済することを丙が承認することを前提とする。
 - VISA
 - MASTER
 - DINERS
 - JCB
 - AMEX
- 甲は、カード決済に関わる手続きに関して、乙の委託先である株式会社ペイジェントの決済システムを乙が利用することを承諾する。
- 支払は、第一回の支払いは該当レンタル物件の授受までに、また次月以降は丙のカード決済により月額レンタル料を支払うものとする。また、甲は、当該支払いが前払いであることを承諾する。
- カード決済に使用するカードは、原則として第4条第3項で乙が甲の申し込みを受け付けた時と同一のカードでなければならない。
- 消費税に関しては、レンタル契約書を交わした時点での税率を適用する。税率変更の場合においては、法定消費税相当額を付加して甲は乙に支払うとする。

- (8) レンタル料金は原則として1ヶ月単位とし、レンタル期間に1ヶ月に満たない端数がある場合も日割り計算はしないものとする。
- (9) レンタル料金について、レンタル期間中は同額とし、以降の延長期間のレンタル料金については、別途乙が算出した額によるものとする。
- (10) レンタル契約締結後に、甲が乙の責によらない事由により当該契約を取り消す場合は、キャンセル料として契約書記載のレンタル料総額（契約金含む）の10%を申し受けするものとする。さらに、乙の物件保管場所から、甲の使用場所へ物件搬出後に取り消しがあった場合は、実費運送料を追加で申し受けるものとする。

第5条 （課金の不成立による臨時課金）

本契約において、「課金」とは、乙が決済システムを通して、甲のカード決済を丙に確認する行為をいう。また丙が承認する場合を「課金の成立」、丙が承認しない場合を「課金の不成立」とし、自動課金日に課金が不成立となった場合、乙は甲に対してその原因の解消を督促する通知をする。甲は速やかに課金の不成立の原因を解消し、課金不成立の日から最長13日の間に、課金が成立するようにしなければならない。この場合、原因解消の日数に対する遅延損害金を甲に通知するとともに、月額レンタル料に合算した金額を甲に対して課金し、甲はカードによりこれを決済しなければならない。

第6条 （契約解除の適用）

本契約において、甲が、第5条を適用される事態となったにもかかわらず、同条の定めを履行しない場合、又は甲に対する自動課金が2ヶ月連続して不成立となった場合は、第28条を適用する。

第7条 （免責事項）

- (1) 甲が、本契約に関わるか否かを問わず、会員となっている丙との間において、何らかの係争が生じたとしても、乙は一切関与しない。
- (2) 天変地異・暴動・内乱・法令制度の改廃・争議行為不可抗力、甲の都合、その他乙の故意又は重大な過失によらない事由によって、物件の引渡・引取が遅延し、又は不能になったことによる損害並びに乙の責に帰すべき事由以外の自由による債務不履行について、乙は何ら責任を負わないものとする。

第8条 （期間満了・再レンタル）

- (1) 甲が延長契約の解約を希望するときは、解約を希望する日の1ヶ月前までに、乙所定の延長契約解約依頼書を乙に提出するものとする。その場合には期間満了日に、甲の責任と負担で物件を原状に回復し、乙の指定する場所へ持参もしくは送付して返還する。
- (2) 甲より延長契約解約の通告がない場合は、自動的に延長契約となり、延長契約のレンタル期間は1ヶ月とし、またレンタル料金も同額とする。なお、甲に対し、延長契約の満了案内は発行しない。
- (3) 前項(1)において、甲の都合により物件の返還が遅れた場合、甲は、期間満了日から物件が変換された日までの期間について、レンタル明細書記載のレンタル料を1暦月30日とする日割り計算にて乙に支払うものとする。
- (4) 本契約の有効期間は、第3条の契約成立日を開始日とし、物件が乙に返却され、かつ、甲の乙に対する債務が完済された日をもって終了日とする。

第9条 (延長契約)

- (1) 乙は、甲から本契約を延長する旨の満了案内を受領したときは、本契約の延長手続きを行うものとする。
- (2) 乙は、原則として投函期日以降4日以内に甲からの満了案内の返信が乙に到着しない場合は、甲が本契約延長の意思があるとみなして、本契約の延長手続きを行うものとし、この場合、こうはなんら意義を申し立てないものとする。
- (3) 契約延長に関わる延長契約書は、甲から提出されて満了案内を延長契約書とする。又、甲から満了案内が期限までに乙に到着しない場合は、乙が甲に送付をした満了案内の写しをもって、これに替えるものとする。

第10条 (延長契約のリース期間)

延長契約に関わる延長契約書は、甲から提出された満了案内に記載の期間とする。甲から満了案内が提出されない場合の延長契約のレンタル期間は1ヶ月とし、レンタル料金も同額とする。又、甲に対し、延長契約の満了案内は発行しない。乙は、甲からの延長契約の解約の書面による申し出がない限り、最長、最初の契約期間から最大3年までの期間に限り、毎月1ヶ月毎に自動的に契約を更新するものとし、この場合、甲はなんら意義を申し立てないものとする。

第11条 (延長契約の解約)

甲が、延長契約の解約を希望するときは、解約を希望する日の1ヶ月前までに、乙所定の延長契約解約依頼書を乙に提出するものとし、乙は該当依頼書を受領した後に、甲と協議の上物件の返却日時を決定する。

第12条 (契約延長における月額レンタル料及び支払方法)

延長契約における甲の乙に対する月額レンタル料は、延長する期間に応じて乙が算出した料金とする。又、延長契約の解約月の月額レンタル料は日割り計算をせず、所定の月額レンタル料とする。なお、支払方法については第4条、第5条、第6条に定める通りとする。

第13条 (レンタル商品の中途解約)

- (1) 甲はレンタル期間中に契約をレンタル期間のレンタル料総額を支払うことにより中途解約することができる。中途解約する場合は、解約料は発生しない。
- (2) 契約延長後の中途解約に関しても、甲は第1項と同等の条件によって契約を中途解約することができる。

第14条 (レンタル商品の買取)

甲は如何なる場合においても、当該商品を買取りすることはできない。

第15条 (物件の引渡し)

- (1) 乙は甲に対し、物件を乙の指定する管理場所において、レンタル開始日に引渡し、甲は物件をレンタル終了日に乙の指定する管理場所に返還する。物件の引渡しに要する運送等の諸経費は甲の負担とし、初回に入金時に支払うものとする。
- (2) 甲は物件の搬入を受けたときは、直ちに荷受受取証を乙に交付する。
- (3) 甲が乙に対して物件の引渡しを受けた後、3日以内に物件の性能の欠陥につき書面による通知をしなかつ

た場合は、物件は通常の性能を整えた状態で甲に引き渡されたものとする。

第16条 (物件の返却)

- (1) 甲は、レンタル期間満了時又は本契約を解約したときは、直ちに物件（その他付属品を含む）を乙に返却しなければならない。
- (2) 乙は、返却の際、本人又はその指定するものが立ち会わなければならない。
- (3) 甲は、物件内に残存する衣類・書籍・文具その他甲の所有物等は、物件を返却するまでに、甲の責任で完全に撤収するものとし、物件の返却後、残留物がある場合は、これを甲が放棄したものとみなして乙が任意に処分出来るものとし、乙は一切責任を負わない。
- (4) 物件引取時、甲が不在である等、甲に責任がある事由により当該物件を返却しなかった場合、返却が完了するまでに要した費用は甲が負担するものとする。
- (5) 甲は、契約終了後も物件を返却しなかった場合、改めて乙と協議し、返却日時を決定するものとし、これにより当初のレンタル期間を超え延長期間となった場合は、当該契約の延長契約とみなし、延長契約の月額レンタル料を乙に支払うものとする。

第17条 (損害延滞金)

- (1) 甲は、レンタル料金等、この契約書に基づく金銭の支払いを怠ったとき、支払うべき金額に対し、支払い期日翌日からその完済に至るまで、年14.6%の割合（1年に満たない端数期間については、1年を365日として日割り計算による）による延滞損害金を乙に支払うものとする。
- (2) 甲は、理由の如何を問わず、第28条に定める契約の解除に至った場合は、契約解除の日から2週間以内に物件を返却しなければ、遅延1日当たり、当該物件の1日当たりの使用料の2倍の金額を、損害賠償として乙に対して支払うものとする。

第18条 (物件の所有権)

本契約に基づく物件は、いかなる場合においても乙がその所有権を保有する。

第19条 (物件の使用管理義務)

- (1) 甲は物件を善良な管理者の注意をもって使用中管理し、これらに要する消耗品および費用を負担する。甲は物件をその本来の使用目的以外に使用しない。
- (2) 甲は乙の書面による承諾を得ないで物件の譲渡、質入れ、転貸および改造をしない。また甲は物件を分解、修理、調整したり、貼付けされた乙の所有権を明示する標識、調整済みの標識等を除去し毀損しない。
- (3) 甲は、物件が常に良好な使用状態を保つよう甲の責任と負担で点検整備を行い、物件が損傷を受けたときは、乙に報告し、その原因の如何を問わず甲の責任と負担で修繕、修復を行う。
- (4) 甲が物件を納品場所以外に移動する場合には、乙の書面による承諾を得る。
- (5) 乙または乙の代理人は、いつでも物件をその使用場所で点検できる。
- (6) 物件自体およびその設置。保管、使用によって第三者が損害を被った場合に甲がこれを賠償するものとする。

第20条 (物件の保険)

甲は、物件に対して賃貸借用期間継続して動産保険を付す。乙は、自転車保険、または、乙の契約する保険の個人賠償責任特約の加入することを前提とし、またその費用についても乙の負担とする。

第 2 1 条 （瑕疵担保責任）

甲は、物件を使用するにあたって、社会通念上の用法に従って使用するものとする。甲がこれらに従い物件を通常で使用しているにもかかわらず、当該物件が正常に機能しない等物件を使用するに当たり不都合と乙が判断した場合は、乙の負担で当該物件を修理又は代替品と交換するものとする。

第 2 2 条 （物件の瑕疵等）

甲は、次の第 1 項、または物件の引渡し後は第 2 項もしくは第 3 項に関し、乙に対し異議苦情の申立及び、または損害賠償請求などいかなる請求もできない。

- (1) 天災地変、ストライキその他の不可抗力並びに運送業者の不都合、その他専ら乙の責に帰し得ない事由による物件の引渡しの遅延または引渡し不能。
- (2) 物件の仕様、構造、品質、物件に関する一切の瑕疵およびその他物件に関する一切の事項。
- (3) 物件の選択、決定に際しての甲の錯誤。

第 2 3 条 （物件の滅失等）

物件が天災地変、盗難、紛失その他不可抗力の場合を含め、滅失、または毀損、損傷して修理、修復不能となったときは、甲は乙に対しその旨通知し、乙がその事情を認めたときこの契約は終了する。この場合、物件が存在するときは、甲はこの契約の物件に関する一切の賠償責任を負い乙に何らの負担は掛けないものとする。

第 2 4 条 （物件使用に起因する損害）

物件の設置、保管、使用によって第三者、又は甲の使用人が損害を受けたときは、甲の過失の有無に関わらず甲の責任と負担で解決する。

第 2 5 条 （物件の所有権侵害等の禁止）

- (1) 甲は、乙が物件に乙の所有権を表示する旨要求したときは、直ちに乙の指示に従い、これを表示する。
- (2) 甲は物件について次の行為、その他乙の所有権を侵害する行為をしてはならない。
 1. 日本国外に持ち出すこと。
 2. 担保に入れること。
 3. 第三者に譲渡し、または占有名義を移転すること。
- (3) 甲は、乙の書面による事前の承諾があった場合のほか、次の行為をすることはできない。
 1. 物件について造作、加工等その他一切の原状変更をすること。
 2. 物件を第三者に転貸したり、この契約に基づく乙の権利、地位を第三者に譲渡すること。
 3. 物件をレンタル明細書記載の使用場所から移動すること。
- (4) 物件に付着した他の物件の所有権は、乙が書面により甲の所有権を認めた場合のほか、無償で乙に帰属する。
- (5) もし、第三者が物件について権利を主張したり、仮処分や強制執行をして乙の所有権を侵害する恐れがあるときは、甲は、この契約書またはこの契約に基づく公正証書を提示し、物件が乙の所有であることを主張証明して、その侵害の防止に努めるとともに、直ちにその事情を乙に知らせるものとする。

第 2 6 条 （通知・報告事項等）

甲は、次の各号の一に該当する場合には、その旨書面で乙に知らせる。

1. 住所、連絡先を変更するとき。
2. 設置を変更するとき。

第27条 (契約の拒否)

本サービスの実質の利用者が甲以外の第三者であることが判明した時は、甲と当該第三者が3親等までの親族関係であり、それを証明する書類が提出され、かつ、甲が契約主体であることを認めた場合を除き、契約申し込みの受け付け後であっても本サービス利用の契約締結を拒否または、契約締結後であっても本契約を解除することができるものとし、この場合、甲はなんら意義を申し立てないものとする。

第28条 (契約解除)

- (1) 乙は、甲が各号の一に該当したとき、催告をしないで通知のみでこの契約を解除できる。
 1. レンタル料等の支払いを怠ったとき。
 2. 小切手または手形の不渡りを出したとき。
 3. 仮差押、仮処分、強制執行、競売の申立、公租公課滞納処分等を受け、または整理、和議、破産、会社更生などの申立があったとき。
 4. 営業の廃止、解散の決議をし、または官公庁から業務停止、その他業務継続不能の処分を受けたとき。
 5. 経営が相当悪化し、またはその恐れがあると認められる相当の理由があるとき。
 6. 物件について必要な保存行為をしないとき。
 7. この契約の条項または乙と締結したその他の契約条項の一にも違反し、乙が7日間の期間を定めてその違反の是正を催告したにもかかわらず、前期期間内に甲がこれに応じないとき。
- (2) この契約が解除されたときは、甲は甲の負担で直ちに物件を現状に回復したうえで、乙の指定する場所に持参もしくは送付して乙に返還し、併せてレンタル明細書記載のレンタル月数にレンタル明細書記載のレンタル料（月額）を乗じた金額と、甲が既に乙に支払ったレンタル料総額との差額を乙に支払う。

第30条 (乙の権利)

- (1) 乙は、この契約による権利を守り、回復するため、または第三者より異議、苦情の申立を受けたため、必要な措置をとったときは、物件搬出費用、弁護士報酬等一切の費用を甲に請求できる。
- (2) 乙は物件に関する公租公課に変動があったときは、レンタル料を変更することができる。
- (3) 乙または乙の指定した者が、物件の点検、調査またはこれらに関する報告を求めたとき、甲はいつでもこれに応じるものとする。

第31条 (費用負担等)

この契約の締結に関する費用、およびこの契約に基づく甲の債務履行に関する一切の費用は、甲の負担とする。

第32条 (連帯保証人)

- (1) 甲の連帯保証人は特に定めないものとする。
- (2) 乙は必要と認めたときは、甲に対し連帯保証人の追加を求めることができ、この場合甲は直ちに乙が適当と認める連帯保証人をたてる。

(3) 連帯保証人は、この契約に基づく甲の乙に対する一切の債務を保証し、甲と連帯して債務履行の責に任
じる。

第 3 3 条 (公正証書)

甲はこの契約第 4 条、第 6 条、第 1 4 条、第 1 6 条に基づく金銭債務の履行を怠ったときには、強制執行を受
けても異議がないことを承諾のうえ、乙から請求あり次第、甲の負担でこの契約公正証書とする。

第 3 4 条 (機密保持)

甲及び乙は、本契約に関して知り得た相手方の秘密一切を第三者に公開、漏洩、示唆等して信用を傷つけ、又
その のある行為をしてはならない。

第 3 5 条 (個人情報の取り扱い)

甲及び乙は、個人情報保護法を遵守し、甲は乙が定める個人情報保護の方針に従うものとする。

第 3 6 条 (定めなき事項)

本契約に関し疑義を生じた場合及び本契約に定めない事項で必要のある場合は、その都度甲乙双方誠意をもっ
て協議し、これを決定するものとする。

第 3 7 条 (合意管轄)

甲乙はこの契約に関する紛争解決について、乙の所在地の管轄裁判所とすることに合意する。

第 3 8 条 (準拠法)

本契約の成立、効力、履行及び解釈に関しては、日本法が適用されるものとする。

本契約の証として本書 2 通を作成し甲乙記名捺印の上各 1 通を保管します。

年 月 日

(甲)

印

(乙)

京都府亀岡市宮前町猪倉箱谷 5 番地
株式会社 倫敦商会
代表取締役 西澤 建史

印

レンタル契約書

様